

## 私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業のお知らせ

### 1 制度の内容について

本事業は、私立小中学校の授業料負担が、家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態を把握するための実証事業です。

### 2 対象となる方

対象となる方は、以下の全ての要件に該当する方です。

#### ●在籍基準

令和2年7月1日時点で、私立の小学校・中学校に在籍していること。

#### ●所得基準

保護者等（※）全員の年収合計が400万円未満である。

具体的な基準としては、所得金額の合計から所得控除合計等を差し引いた額の合計が140万円未満（寡婦控除の適用がある場合は、143万円未満。寡夫控除の適用がある場合は147万円未満）であること。

#### ●資産基準

保護者等（※）全員の保有資産額の合計が600万円以下であること。

#### ●アンケート調査及びヒアリング調査への協力

文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査に協力できる。

（なお、ヒアリング調査へのご協力は、調査対象に選出された場合のみです。）

※保護者等とは、親権者全員（親権者がいない場合は、未成年後見人又は、児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のことを指します。

なお、DVや養育放棄、失踪等のため、児童生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる者は除きます。

### 3 支給額・支給方法について

#### ●**支給額**

年額 100,000 円

#### ●**支給方法**

学校が代理受領し、授業料を減額します。

### 4 提出書類について

#### ●**提出書類**

- ①申請書
- ②保護者等の課税証明書
- ③保護者等の保有資産を確認できる書類（通帳の写し等）
- ④誓約書
- ⑤意識調査書（アンケート調査）**※要封入**

※封筒へは⑤の意識調査票のみを入れ、申請者自身で糊付けをしてから提出して下さい。

#### ●**申請書の取得方法**

各担任に申し出て申請書を取得するか、本校ホームページよりダウンロード※のうえ、ご申請ください。

記入例もホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

※「樹徳中学校ホームページ」(<http://www.jutoku.ed.jp/>) → 「お知らせ」  
→ 「群馬県私立小中学校等児童生徒経済的支援実証事業費補助金」

#### ●**提出先**

**令和2年8月7日（金）**までに、各担任へご提出ください。